認定スキー指導員規程（内規）

２０２５年9月２４日制定
２０２６年9月　6日改定

（任　務）

第１条　認定スキー指導員（以下「認定指導員」という）は、スキーの普及発展のため、京都府スキー連盟が主催する事業並びに当該認定指導員が所属する京都府スキー連盟加盟団体の行事において指導活動を行う。ただし、初心者、初級者、キッズ及びジュニア等への指導活動に限る。

（義　務）

第２条　認定指導員の任務を遂行するため、京都府スキー連盟が主催する認定スキー指導員講習認定会（以下「講習認定会」という）を受講し、認定指導員として認定を受けなければならない。また、任期中は、公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟会員登録（以下「ＳＡＪ会員登録」という）を行わなければならない。

（講習認定会参加資格）

第３条　講習認定会参加者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

（１）参加年度の４月１日時点で１８歳以上の者。

（２）参加年度のＳＡＪ会員登録を行っている者。

（３）京都府スキー連盟加盟団体に所属している者。

（４）スキー級別テスト２級以上を取得している者。

（講習認定会実施要領）

第４条　講習認定会の実施要領は、次の各号に定める。

（１）講習認定会は、講習及び講習内検定方式により実施する。

（２）講習（検定を含む。）は５時間とし、次のカリキュラムを集合講習により実施する。

①実技　４時間（検定を含む。）

②理論　１時間（検定を含む。）

（３）講習、検定及び判定は、京都府スキー連盟から委嘱された公認スキー検定員資格を有する公認スキー指導員又は公認スキー準指導員が担当する。

（任　期）

第５条　認定指導員の任期は、認定された日から起算し２年間とする。

２　任期中であっても再度認定指導員の認定を受けることができる。その場合の任期は、再度認定された日から起算し２年間とする。

（認定手続）

第６条　講習認定会の合格者は、認定料２，０００円の納付をもって認定指導員に認定される。

２　認定指導員を証するため、認定者に認定証を付与する。

（認定の停止）

第７条　任期中にＳＡＪ会員登録のない者または京都府スキー連盟加盟団体に所属していない者は認定を停止する。認定停止中の者は、指導活動を行うことができない。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、京都府スキー連盟教育部理事会の決議による。

（補則）

第９条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、京都府スキー連盟理事長が別に定める。